

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年3月、第12回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

開会時間は午後1時31分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号10番小林委員、11番千野委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、第2種農地にあたりと判断いたします。

なお、調査地区は大河地区となります。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

大河（島野

大河地区推進委員島野が調査報告します。現地調査は、3月24日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道熊谷小川秩父線を東秩父村方面に向かい、切通橋手前約200mのところを左折し、約100m進んだところの左側50m程のところになります。申請地は未耕作で、隣接に水路があります。コンクリートブロック、鉄パイプなどの資材置場として計画しておりますが、周囲の農地に影響ないと思われま

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(1番 清水委員 挙手)

議長 はい、清水委員

1 番 議席番号1番の清水です。申請地への進入路が狭そうであるが、実害はないか。

8 番 議席番号8番の根岸です。現地調査に同行いたしました。問題ございません。

議長 他に意見、質問のある方は挙手願います。
(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり許可相当として埼玉県知事に送付いたします。
続きまして、日程3 議案第2号 地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について、説明いたします。
国土調査法による地籍調査を平成5年から進めておりますが、平成28年度は大字下古寺地内の一部・上古寺地内の一部を行い、登記簿地目が農地で、現況地目が農地以外にするにあたり町から農業委員会に意見を求められております。
(申請番号2番の内容を説明する。)
なお、調査地区は大河地区となります。

議長 ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8 番 議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、3月24日午前9時30分から、大河地区農業委員3名と推進委員2名、農業委員会事務局2名、地籍調査担当4名で行いました。件数も多いため、まずは全員で主立った2筆を確認し、認識を共通化させ、その後に2班に分かれて調査いたしました。私たちの班は古寺橋を渡り東へ進んだところの宮城橋付近から上を担当いたしました。全体を通してですが、以前は歩きや自転車利用のため道幅1.8m位で利用されていたが、車を使うようになってからはその幅では脱輪をしたりする恐れなどから拡張や隅切りされているものであったり、宅地の敷地内として利用されているもの、物置や車庫などが建てられているもの、杉やヒノキなどの黒木が植林されていてすでに40～50年は経過しているものなどでした。いずれの土地もここ数年に行われたわけではなく、

かなりの年月が経過しており生活する上でやむを得ないと考えます。

5 番

議席番号5番森が調査報告します。私たちの班は宮城橋付近から下を担当いたしました。こちらも全体を通して、先ほどの班と同様に宅地の一部、駐車場、進入路等でした。また、傾斜地では、以前は桑畑として利用されていたようですが、当時はよく農地として利用していたなあと感心するところです。現在は杉やヒノキが植えられ30年以上経過しております。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(1番 清水委員 挙手)

1 番

議席番号1番清水です。植林してしまっていると周辺農地の日当たりなどに影響があると思いますが、いかがでしょうか。

5 番

議席番号5番森です。植林されてしまっている場所は、今から思えばその当時よく農地として利用していたと感心するような山間のところであったり、行き来も大変な場所で、影響はありません。

議長

他に意見、質問のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について、やむを得ないことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について、やむを得ないと回答いたします。

続きまして、日程4議案第3号 小川町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明願います。

事務局

議案第3号について、説明いたします。

(内容について、指針案を読み上げる。)

こちらは、農業委員会等に関する法律第7条の規定により承認を求めるものです。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

湯本 (八和田

八和田地区推進委員の湯本です。3. 新規参入の促進についての(2)④に、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図ると

ともに、後見人等の役割を担う。とあるが、農業委員会がずっと担うのか。

事務局

新規参入者が独り立ちするまでの間の見守り役という考えです。ただし、独り立ちしてしまえばよいということではなく、そのあとも引き続きといった意味合いです。

湯本（八和田

わかりました。

議長

他に質問のある方はいますか。

（意見・質問なし）

議長

ないようですので、採決いたします。議案第3号 小川町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第3号は可決いたしました。今後はこの指針を基に活動を進めていきたいと思えます。

続きまして、日程5報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

（申請番号1番から5番の内容を報告する。）

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号につきましては、報告案件ですのでご了解ください。

続きましてその他に入ります。事務局から説明願います。

事務局

その他として1件ご提案申し上げます。お手元に配布いたしました「農地10a当たりの賃借料情報」についてです。平成27年度と平成28年度の2か年分の賃借料情報の集計、分析結果について各農家等への公表・提案に先立って報告・内容説明いたします。

（内容について、記載事項を読み上げ、説明する。）

八和田地区の賃借料の平均がほかの地区より安く、また、使用貸借の割合も増えております。それに比べると、他の地域は八和田地区より農地の状況が思わしくないにもかかわらず、八和田地区より高い金額となっております。特に大河地区については、花卉利用の利用権再設定が多くを占めているためと思われま。

情報提供の方法については、農業委員会事務局窓口及び埼玉中央農

業協同組合庁内各支店に備え付けをする予定です。以上内容説明いたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

質疑ないようですので、この内容を情報提供いたします。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第12回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間は午後3時10分です。